

滋賀県いじめ再調査委員会条例案要綱

1 制定の理由

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 30 条第 2 項および第 31 条第 2 項の知事の附属機関として、滋賀県いじめ再調査委員会を設置することとするため、新たに制定しようとするものです。

2 概要

- (1) 法第 30 条第 2 項および第 31 条第 2 項の知事の附属機関として、滋賀県いじめ再調査委員会（以下「委員会」という。）を設置することとします。（第 1 条関係）
- (2) 委員会は、知事の諮問に応じ、法第 30 条第 2 項および第 31 条第 2 項の規定による調査を行うほか、法第 28 条第 1 項に規定する重大事態について調査を行うこととします。（第 2 条関係）
- (3) 委員会は、委員 5 人以内で組織することとし、委員は法律、医療、心理、福祉等に関する専門的な知識および経験を有する者ならびに学識経験を有する者のうちから知事が任命することとします。（第 3 条関係）
- (4) 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げないこととします。（第 4 条関係）
- (5) 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができることとし、臨時委員について必要な事項を定めることとします。（第 5 条関係）
- (6) 委員会に委員長を置くこととし、必要な事項を定めることとします。（第 6 条関係）
- (7) 委員会の会議について、必要な事項を定めることとします。（第 7 条関係）
- (8) 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができることとし、専門委員について必要な事項を定めることとします。（第 8 条関係）
- (9) 委員長は、委員会の議事に関して必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことまたは関係資料等の提出を求めることができることとします。（第 9 条関係）
- (10) 委員および臨時委員ならびに専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととし、その職を退いた後も同様とすることとします。（第 10 条関係）
- (11) 委員会の庶務は、滋賀県総務部において処理することとします。（第 11 条関係）
- (12) この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って決めることとします。（第 12 条関係）
- (13) その他
 - ア この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとします。
 - イ 関係条例について、所要の改正を行うこととします。

議第 号

滋賀県いじめ再調査委員会条例案

上記の議案を提出する。

平成 26 年 月 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県いじめ再調査委員会条例

(設置)

第 1 条 いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 30 条第 2 項および第 31 条第 2 項の知事の附属機関として、滋賀県いじめ再調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、知事の諮問に応じ、法第 30 条第 2 項および第 31 条第 2 項の規定による調査を行うほか、法第 28 条第 1 項に規定する重大事態について調査を行うものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、法律、医療、心理、福祉等に関する専門的な知識および経験を有する者ならびに学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員の欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

(臨時委員)

第 5 条 委員会に、特別の事項を調査させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関する専門的な知識および経験を有する者のうちから知事が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第 6 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員および議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、委員および議事に関係のある臨時委員で出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第8条 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識を有する者のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、委員会の会議に出席し、専門的な立場から意見を述べることができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長は、委員会の議事に関して必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、または関係資料等の提出を求めることができる。

(秘密保持義務)

第10条 委員および臨時委員ならびに専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、滋賀県総務部において処理する。

(雑則)

第12条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「報酬」の右に「（第7条の2の規定により支給される報酬を除く。）」を加える。

第7条の2中「および第11号」を「、第11号および第20号」に、「職員については」を「職員が」に、「別表2」を「同条第10号および第11号に掲げる特別職の職員にあつては別表2」に、「報酬」を「同条第20号に掲げる特別職の職員にあつては任命権者が知事と協議して定める額を報酬」に改める。

滋賀県特別職の職員に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第3条 省略</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 第1条第14号から第18号までおよび第20号に掲げる特別職の職員の受ける報酬の額は、勤務1日につき14,000円を超えない範囲内において、知事が定める額とする。</p> <p>3 第1条第19号および第21号に掲げる特別職の職員の受ける報酬の額は、任命権者が知事と協議して定める額とする。</p> <p>第5条～第7条 省略</p> <p>第7条の2 前条に規定する場合のほか、第1条第10号および第11号に掲げる特別職の職員については、会議等への出席以外の公務に従事した場合で知事が特に必要と認めるときは、別表2に定める額に当該公務の内容に応じてその遂行に要する標準的な日数として知事が定める日数を乗じて得た額を超えない範囲内において知事が定める額を、報酬として支給する。</p> <p>以下 省略</p>	<p>第1条～第3条 省略</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 第1条第14号から第18号までおよび第20号に掲げる特別職の職員の受ける報酬（第7条の2の規定により支給される報酬を除く。）の額は、勤務1日につき14,000円を超えない範囲内において、知事が定める額とする。</p> <p>3 第1条第19号および第21号に掲げる特別職の職員の受ける報酬の額は、任命権者が知事と協議して定める額とする。</p> <p>第5条～第7条 省略</p> <p>第7条の2 前条に規定する場合のほか、第1条第10号、第11号および第20号に掲げる特別職の職員が、会議等への出席以外の公務に従事した場合で知事が特に必要と認めるときは、同条第10号および第11号に掲げる特別職の職員にあつては別表2に定める額に当該公務の内容に応じてその遂行に要する標準的な日数として知事が定める日数を乗じて得た額を超えない範囲内において知事が定める額を、同条第20号に掲げる特別職の職員にあつては任命権者が知事と協議して定める額を報酬として支給する。</p> <p>以下 省略</p>

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）（抜粋）

第 5 章 重大事態への対処

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第 1 項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

（公立の学校に係る対処）

第 30 条 地方公共団体が設置する学校は、第 28 条第 1 項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4 第 2 項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第 2 項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（私立の学校に係る対処）

第 31 条 学校法人（私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第 28 条第 1 項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第 6 条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前 2 項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

